

公立病院改革プランの概要

団 体 名	山形県白鷹町						
プランの名称	白鷹町立病院改革プラン						
策 定 日	平成	21年	3月	25日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	25年度		
病院の現状	病 院 名	白鷹町立病院					
	所 在 地	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲501番地					
	病 床 数	70床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、婦人科、皮膚科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>白鷹町唯一の病院として、町民が安心して生活できるよう、入院医療、救急医療等のサービス提供を行うとともに、町内各医療機関、介護施設等との協力及び連携を図る。同時に、地域の保健・医療・福祉の向上のため、町が企画する健康づくり事業に協力し、人間ドック事業や特定健診、特定保健指導に積極的に関与し、町民の健康保持、増進に貢献するものである。</p> <p>そのためには、地域医療を担う医師の確保に尽力するとともに、医療スタッフの確保及び育成に力を入れる。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>一般会計と企業会計との経費の負担については、地方公営企業法により「経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計において負担すべきとされ、総務省より地方公営企業繰出金通知(繰出基準)が出されている。</p> <p>白鷹町の一般会計から病院会計への繰り出しについては、この繰出基準に基づき、年間3億円以内で不採算地区病院の運営に要する経費や救急医療の確保に要する経費等を負担するとしている。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	99.9	100.0	100.0	100.0	100.1	
	職員給与と費比率	60.4	63.6	63.7	63.4	62.8	
	病床利用率	82.4	80.9	79.5	80.0	80.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>平成14年度から単年度損益収支は黒字を続け、経常収支も同じく、特別利益があった平成18年度を除き黒字を続けており不良債務もない。職員給与比率は、平成25年度までに調理部門の全部委託をめざすことにより達成できるものと判断できる。病床利用率は、今後20年間は高齢者人口が増加していく傾向にあるため、今後とも80%台は維持できるものと判断できる。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成21年度)</p>					

				団体名 (病院名)	山形県白鷹町 (白鷹町立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年延手術件数		72	80	85	90	100	
年延入院患者数		20,716	20,500	20,700	20,820	20,950	
年延外来患者数		51,951	51,900	51,800	51,700	51,600	
年延人間ドック数		1,050	1,107	1,100	1,100	1,100	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	平成16年度から医事業務を全て委託、給食業務についても一部委託を行った。さらに、電子カルテ、電子レセプト等のIT化にも積極的に取り組み、事務の合理化、効率化及び省資源化を図った。さらには、診療材料等調達物資の価格情報収集等による廉価購入、医療機械及び施設設備の保守点検などの見直しによる保守料の軽減、委託業務の複数年契約など有利な契約への切り替えなど、経費節減に取り組む。					
	事業規模・形態の見直し	現在の経営状況、病床利用率等から事業規模は適正であると判断する。平成16年7月からの公営企業法全部適用の実施により一定の成果が出ているので、引き続き「地方公営企業法の全部適用」のもと、病院経営を行っていく。					
	経費削減・抑制対策	医事業務の全部と給食業務の一部について委託している。給食業務については、今後段階的に委託比率を上げ、平成25年度には調理部門の全部委託をめざす。 また、平成16年度より病院の子会社(有限会社:病院が100%出資)をつくり、電子機器の保守点検、修繕及び医療事務等のパソコンソフトの作製を行っており、今後も電子カルテ等の改善、看護支援システムの強化、事務の効率化を図り、システムの維持構築に係る経費の節減、抑制に努める。					
	収入増加・確保対策	人間ドック、レディース健診等の既存健診を今後とも継続し、平成20年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導を積極的に行っていくとともに、平成18年度に設置した在宅支援室を核として、在宅診療の充実を図る。 また、未収金の発生率の抑制と未収金の回収率の向上を図る。					
その他	職員研修を計画的に進めていく 診療情報の提供などにIT化を進めていく						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	82.70%	18年度	82.40%	19年度	80.90%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	現状を維持する。					

		団体名 (病院名)	山形県白鷹町 (白鷹町立病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する置賜医療圏には当病院のほか次の公立病院が開設されている。 基幹病院：置賜公立置賜総合病院(520床)、米沢市立病院(425床) そのほかの公立病院：公立置賜長井病院(110床)、公立置賜南陽病院(50床) 公立高島病院(130床)、小国町立病院(55床) 国立病院機構米沢病院(220床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	山形県保健医療計画(平成20年3月)によると、各医療機関の役割と連携のあり方について検討し、地域連携クリティカルパスを推進します。としている。これにより、平成20年11月まで、地域自治体病院懇談会を開催し、「公立置賜総合病院を中核病院とした役割分担による、地域完結型の医療ネットワークの構築を図ることが必要である。」としている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成26年3月31日	<内容> 今後、公立置賜総合病院を中核病院とした役割分担による、地域医療情報ネットワークの構築に向けた取組みを行っていく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年3月25日	<内容> 平成16年7月に、地方公営企業法の全部適用に移行した結果、採算性の確保や直面する経営課題に機敏に対応することができたため、早くから業務委託や電子カルテ、電子レセプト等のIT化に取り組むなど経営改善が進み、収益面においても一定の成果が出ている。 このような状況から判断し、白鷹町立病院においては、引き続き「地方公営企業法の全部適用」のもと、病院経営を行っていくものとする。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの計画期間は平成21年度から平成25年度までとする。 改革プランの点検及び評価を行うため、「白鷹町立病院改革プラン評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。 評価委員会の構成は、病院運営委員会委員、病院事業管理者、副院長、健康福祉課長とする。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	評価委員会は、病院運営委員会開催時に合わせ開催する。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	山形県白鷹町 (白鷹町立病院)
--------------	--------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,020,490	990,330	996,600	1,000,500	1,004,400	1,008,300
	(1) 料 金 収 入	893,388	857,644	863,900	867,800	871,700	875,600
	(2) そ の 他	127,102	132,686	132,700	132,700	132,700	132,700
	うち他会計負担金	42,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	2. 医 業 外 収 益	160,912	193,038	183,500	183,500	183,500	183,500
	(1) 他会計負担金・補助金	153,000	184,500	175,000	175,000	175,000	175,000
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	7,912	8,538	8,500	8,500	8,500	8,500
	経 常 収 益 (A)	1,181,402	1,183,368	1,180,100	1,184,000	1,187,900	1,191,800
	入	1. 医 業 費 用 b	1,120,102	1,123,150	1,121,654	1,127,070	1,132,330
(1) 職 員 給 与 費 c		616,062	629,677	634,400	634,800	630,900	625,800
(2) 材 料 費		210,874	196,937	191,710	192,630	195,550	200,670
(3) 経 費		161,131	154,823	148,800	151,040	157,480	163,320
(4) 減 価 償 却 費		83,936	87,231	92,344	94,200	94,000	93,800
(5) そ の 他		48,099	54,482	54,400	54,400	54,400	54,400
2. 医 業 外 費 用		62,581	59,752	58,120	56,557	54,973	53,507
(1) 支 払 利 息		41,800	40,040	38,420	36,757	35,073	33,407
(2) そ の 他		20,781	19,712	19,700	19,800	19,900	20,100
経 常 費 用 (B)		1,182,683	1,182,902	1,179,774	1,183,627	1,187,303	1,191,497
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		-1,281	466	326	373	597	303
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	1,660	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	1,660	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		379	466	326	373	597	303
累 積 欠 損 金 (G)		97,667	97,201	96,875	96,502	95,905	96,572
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	636,180	633,998	630,900	630,900	630,900	630,900
	流 動 負 債 (イ)	53,574	65,314	51,600	51,600	51,600	51,600
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引不良債務 {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)} (オ)	582,606	568,684	579,300	579,300	579,300	579,300	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		57,041	13,922	10,616	0	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.9	100.0	100.0	100.0	100.1	100.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		91.1	88.2	88.9	88.8	88.7	88.6
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		60.4	63.6	63.7	63.4	62.8	62.1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		82.4%	80.9%	79.5%	80.0%	80.5%	81.0%

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	山形県白鷹町 (白鷹町立病院)
--------------	--------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	1. 企業債						
	2. 他会計出資金	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
収入	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	17,025	5,000	2,625	2,625	0	0
	7. その他	734					
	収入計(a)	22,759	15,000	12,625	12,625	10,000	10,000
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	22,759	15,000	12,625	12,625	10,000	10,000
	支出	1. 建設改良費	71,688	50,346	30,500	60,500	30,500
2. 企業債償還金		76,389	71,311	72,932	74,594	64,095	65,761
3. 他会計長期借入金返還金							
4. その他		20,000					
支出計(B)		168,077	121,657	103,432	135,094	94,595	96,261
差引不足額(B) - (A)(C)		145,318	106,657	90,807	122,469	84,595	86,261
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	145,318	106,657	90,807	122,469	84,595	86,261
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計(D)	145,318	106,657	90,807	122,469	84,595	86,261
補てん財源不足額(C) - (D)(E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(110,000) 195,000	(146,000) 234,500	(0) 225,000	(0) 225,000	(0) 225,000	(0) 225,000
資本的収支	(0) 5,000	(0) 10,000	(0) 10,000	(0) 10,000	(0) 10,000	(0) 10,000
合計	(110,000) 200,000	(146,000) 244,500	(0) 235,000	(0) 235,000	(0) 235,000	(0) 235,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。